

議案第27号

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月5日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法施行令が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第243条の2の7第1項の条例で定める額)</p> <p>第3条 法第243条の2の7第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(法第243条の2の7第1項の条例で定める額)</p> <p>第3条 法第243条の2の7第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。